

## 東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準

平成31年3月19日  
30総行革監第93号  
知事決定

### 第1 目的

- 1 この基準は、東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号。以下「要綱」という。）に定める東京都政策連携団体（以下「政策連携団体」という。）の指導監督等に関する事務について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 政策連携団体を所管する局等の長（以下「局長等」という。）は、法令又は別に定めがある場合を除き、この基準に基づき当該団体に対する指導監督等を行うものとする。

### 第2 用語

この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

### 第3 事業協力団体に係る要件

- 1 要綱第2 2(1)に定める事業協力団体に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 都から資本金又は基本財産への出資又は出えん（以下「出資等」という。）を受けている団体については、次のいずれかに該当すること。
    - ア 指定を行う時点において確定している決算（1年間分）の直近の対象年度から起算して過去3か年度（以下「過去3か年度」という。）の期間引き続き、経常的な収益における都財政受入れがあり、かつ、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき派遣される都職員（以下「都派遣職員」という。）の受入れがあること。
    - イ 過去3か年度の平均で経常的な収益に占める都財政受入れ割合が50パーセント以上であること。
    - ウ 過去3か年度の平均で当該団体の常勤職員総数に占める都派遣職員割合が5パーセント以上であること。
    - エ 過去3か年度において、原則として、都派遣職員又は都を定年退職し、若しくは定年に準ずる退職をした者が連続して常勤役員に就任していること。

- オ 今後、アからエまでの要件に該当することが見込まれるなど、その他総務局長が特に必要と認めるとき。
- (2) 継続的な都財政受入れ（過去3か年度の期間引き続き、経常的な収益における都財政受入れがあることをいう。）がある一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人をいう。）及び公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人をいう。）については、次のいずれかに該当すること。
- ア 過去3か年度の平均で経常的な収益に占める都財政受入割合が50パーセント以上であること。
- イ 過去3か年度の平均で当該団体の常勤職員総数に占める都派遣職員割合が5パーセント以上であること。
- ウ 過去3か年度において、原則として、都派遣職員又は都を定年退職し、若しくは定年に準ずる退職をした者が連続して常勤役員に就任していること。
- エ 今後、アからウまでの要件に該当することが見込まれるなど、その他総務局長が特に必要と認めるとき。
- (3) (1)及び(2)の団体以外の団体については、(1)ア及びエ又はオに該当すること。
- 2 設立後3年を経過していない団体における1の規定の適用については、1の規定中「指定を行う時点において確定している決算（1年間分）の直近の対象年度から起算して過去3か年度（以下「過去3か年度」という。）」及び「過去3か年度」とあるのは、「設立初年度から3か年度の見込み」とする。

#### 第4 委員会に付議する事項

要綱第4 4に定める特に重要な事項として、別に定める委員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策連携団体の設立に関すること。
- (2) 政策連携団体の合併又は解散に関すること。
- (3) 政策連携団体等の指定又は指定解除に関すること。（(1)又は(2)の事由により付議した場合を除く。）
- (4) 経営目標の評価に関すること。
- (5) その他総務局長が特に必要と認める事項に関すること。

#### 第5 政策連携団体の財政運営に関する指導監督の基準

政策連携団体を都の政策実現に向けて活用するとともに、当該団体の自主的、自律的な財政運営を促進する観点から、財政運営の指導監督に当たっての基準は、次のとおりとする。

#### 1 公益法人等

- (1) 財政運営に当たっては、合理的かつ効率的な運営の確保に努めること。
- (2) 責任をもって自主的な財政運営が図られるよう、可能な限り独立採算の確立に努めるとともに財政基盤の安定化を図ること。
- (3) 公益事業と収益事業とを明確に区分すること。
- (4) 事業別の収支を明らかにするよう努めること。
- (5) 公益事業については、原則として、基本財産の運用収入（公益社団法人及び一般社団法人の場合は会費収入を含む。）、公益事業の収入及び収益事業の剰余金を原資として事業執行を図ること。
- (6) 収益事業については、公益事業に支障を及ぼさないよう健全な運営の確保に努めること。

#### 2 株式会社

- (1) 経営形態の利点を生かし、弾力的かつ効率的に事業の推進を図るよう努めること。
- (2) 的確な経営判断の下で経営改善を図るなど、常に経営基盤強化に努めること。
- (3) 事業別の収支を明らかにするよう努めること。
- (4) 民間からの資金などを積極的に活用するよう努めること。
- (5) 他団体への出資等については、団体事業に密接な関連があり、費用・サービス面でメリットがある場合にのみ行うこと。

### 第6 政策連携団体の事業運営等に関する指導監督の基準

#### 1 事業運営に関する指導監督の基準

自律的経営の観点から、事業運営の指導監督に当たっての基準は次のとおりとする。

- (1) 政策連携団体が独自に行う事業については採算性に留意しつつ、積極的な自主財源の確保を図るなど、経営基盤の強化に努めること。
- (2) 限られた経営資源を有効に活用する観点から、外部委託の活用などを図りながら、経営資源の最適な配分に努めること。
- (3) (2)の外部委託については、コストの縮減に努めるとともに、都民サービスの向上に資するよう品質確保を図ること。
- (4) 都民生活の向上並びに事業運営の簡素化及び効率化に資するため、デジタルトランスフォーメーションを推進すること。

## 2 政策連携団体が締結する契約に関する指導監督の基準

品質確保やサービスの向上を図るとともに、公共性及び経済性を確保する観点から、政策連携団体が締結する契約に関する指導監督に当たっての基準は次のとおりとする。

(1) 契約を締結する場合は、次の方法によること。

ア 競争契約

契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約

イ 独占契約

特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約

ウ 緊急契約

緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約

エ 少額契約

契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約

オ 特定契約

適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約など、アからエまでのいずれにも該当しない契約

(2) 契約方法は社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを図ること。

(3) 契約情報の公開については、その推進を図り、透明性の確保に努めること。

(4) 政策連携団体が締結する契約が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとならないように努めること。

## 第7 政策連携団体の組織及び役職員数に関する指導監督の基準

経営形態を生かして、簡素で効率的な執行体制の下に、弾力的運営を推進する観点から、組織及び役職員数の指導監督に当たっての基準は、次のとおりとする。

### 1 基準

#### (1) 組織

ア 事業目的、事業内容等の変化に的確に対応した組織となるよう努めること。

イ 新たに組織を設置する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、全体の組織の見直しを図るなど、組織の肥大化を最大限抑制

するよう努めること。

ウ 部、課、係等の組織の細分化の是正に努めるとともに積極的に部、課、係等の大きくくり化やグループ制の導入など迅速かつ柔軟な事業執行ができる体制の構築に努めること。

エ 組織や施設ごとに競争原理を導入し、組織効率の向上に努めること。

## (2) 役員数

ア 役員数は、当該団体の役割、事務の内容、組織規模、財政規模、類似団体の状況等を踏まえ適正なものとする。

イ 特に、常勤役員の数については、過大にならないよう努めること。

## (3) 職員数

ア 経営状況や事業量に見合った必要最小限の職員数となるよう、適正な管理を行うこと。

イ 新規事業の実施や既存事業の拡大等の理由から新たに職員の配置を必要とする場合にも、既存部門の見直しなど、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づいて増員の抑制に努めること。

ウ デジタル化等事務処理の効率化を図ることにより簡素で効率的な執行体制を推進すること。

エ 常勤嘱託職員及び非常勤職員についても、適正な管理に努めること。

オ 人材派遣など、多様な形態で人材を活用していくこと。

2 局長等は、毎年度、別に定めるところにより、翌年度の政策連携団体の組織及び職員配置計画を総務局長に提出するものとする。

## 第8 政策連携団体の役員報酬等に関する指導監督の基準

役員的人事、給与等の指導監督に当たっての基準は、次のとおりとする。

### 1 役員を選任

役員については、団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するために求められる能力等を有する者を選任することとし、併せて、役員構成の最適化を図るよう努めること。

なお、団体の運営が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとならないようにするため、団体の役員に東京都暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者を選任しないよう努めること。

### 2 役員の定年

都を定年退職し、又は定年に準ずる退職をした者が役員に就任する場合は、原則として65歳定年とすること。

### 3 役員の充て職廃止

経営責任の明確化を図るため、理事長等当該団体の最高責任者の充て職

は、原則として廃止すること。

#### 4 役員の報酬等

- (1) 別に定める標準報酬額を基準として定めるものとする。
- (2) 報酬等の額は、当該団体の経営状況、経営評価結果、業績評価結果等を反映したものとする。
- (3) 役員の特別手当については、団体の経営状況及び民間企業等の支給状況を勘案すること。

#### 5 役員の退職金等

役員の退職金、功労金は支給しないこと。

### 第9 政策連携団体の職員の人事及び給与に関する指導監督の基準

職員の人事、給与等の指導監督に当たっての基準は、次のとおりとする。

#### 1 職員の採用

職員を採用する場合は、当該団体の事業の遂行のため真に必要とする職及び数とすること。

#### 2 職員の任用

- (1) 任用制度については、都の横並びを廃し、当該団体の役割、事業内容及び事業規模等を踏まえるとともに、職員の能力、実績等に応じたものとする。
- (2) 職員を任用する場合は、当該職についての適性及び能力に応じて行うものとする。
- (3) 自己申告・業績評価制度を導入すること。
- (4) 職員区分や年齢構成等の平準化の観点をつまみ、必要に応じた任用を行うこと。

#### 3 職員の給与

- (1) 給与は、都の横並びを廃し、当該団体の経営状況、事業内容、事業規模等を踏まえた上で、職員の能力、実績等をより反映できる独自の制度とすること。
- (2) 一時金は業績評価の結果を反映する制度とすること。
- (3) 名誉昇給及び名誉昇格に相当するものは、行わないこと。

#### 4 職員の定年

職員の定年は、60歳とすること。

なお、これによらない場合は、別途協議すること。

#### 5 職員の退職金

- (1) 退職金の支給率は、当該団体の経営状況、事業内容、事業規模等をより反映したものとする。

- (2) 退職時の名誉昇給は行わないこと。
- (3) 退職金の支給対象は、在職3年以上とすること。
- (4) 常勤嘱託職員の退職金は支給しないこと。

#### 6 都職員の派遣

- (1) 当該団体の事業執行又は都の行政運営上必要な場合に限ることとし、派遣目的を明確にした上で、当該目的に応じた派遣を実施すること。
- (2) 派遣期間は、派遣目的に応じて必要な期間とすることとし、原則として、3年以内とすること。

### 第10 株式会社の取扱い

政策連携団体のうち株式会社については、第5から第9までに定める基準のほか、以下の点に留意して指導監督を行うものとする。

- (1) 株主総会には、原則として局長等が出席し、議決権の行使に当たっては、(3)の協議と併せて、あらかじめ総務局長に協議を行うこと。
- (2) 局長等は、株主総会の議決権行使の対象とならない事項については、必要に応じ、株主としての立場から関与するものとする。
- (3) 局長等は、第11に定める都への協議を要する事項のうち、株主総会に係る事項については、株主総会の招集前に、あらかじめ都への協議を行わせるものとする。

### 第11 都への協議及び報告を要する事項

要綱第5 1に定める政策連携団体に対する指導監督のうち、以下の事項については、都への協議又は報告を要するものとする。

- (1) 都への協議を要する事項
  - ア 合併又は解散
  - イ 定款の変更
  - ウ 役員を選任又は解任（役職の変更を含む。長以外であって、かつ、都職員の場合を除く。）
  - エ 基本財産及び重要な財産の処分
  - オ 資本金又は基本財産の変更
  - カ 他の団体への出資等
  - キ 予算及び各種計画の作成及び変更
  - ク 職員の採用計画
  - ケ 都職員（一般職員及び再任用職員）の派遣協定の締結又は改廃
  - コ 都又は他団体等からの派遣職員の受入れ
  - サ 都との業務運営に関する協定の締結又は改廃

- シ その他当該団体の運営上重要な事項
  - (2) 都への報告を要する事項
    - ア 決算報告及び事業報告
    - イ 会計監査及び業務監査に係る監査指針及び監査計画並びに監査報告書
    - ウ 事故報告等
    - エ 役員の選任又は解任（長以外であって、かつ都職員の場合に限る。）
    - オ 組織又は処務に関する規程類の制定又は改廃
    - カ 職員就業規則その他職員の労働条件等に関する規程類の制定又は改廃（任用制度の制定又は改廃を含む。）
    - キ 役員の報酬等に関する規程類の制定又は改廃（役員報酬等の決定又は改定を含む。）
    - ク 職員の給与に関する規程類の制定又は改廃（職員給与の決定又は改定を含む。）
- なお、第10（3）に該当する場合は、都への協議を要する事項として取り扱う。

## 第12 協議及び報告に係る事案決定区分等

協議及び報告に係る事案決定区分等の基準は、別表のとおりとする。

## 第13 政策連携団体に対する都の財政支出

要綱第7 2に定める政策連携団体に対する財政支出に当たっての基準は、次のとおりとする。

また、財政支出の方法については、当該団体の経営努力を促進する仕組みを積極的に導入するものとする。

### 1 出資等

都が政策連携団体に対して出資等を行うに当たっての基準は、次のとおりとする。

- (1) 都が出資等を行う意義が十分認められること。
- (2) 政策連携団体の行う事業が都の施策や行政運営と密接な関連があり、都民の福祉や都民サービスの向上につながるものであること。
- (3) 出資等の比率は、政策連携団体の役割及び規模並びに出資等の目的に配慮し、公共性を確保する観点から都の意向を反映できる程度のものであること。
- (4) 翌年度以降の出資等（政策連携団体の設立に係るものに限る。（5）において同じ。）について計画する場合は、原則として、毎年度10月末まで



に当該計画を総務局長に提出すること。

(5) 出資等を行う場合の手続は、別に定める政策連携団体の設立等に係る事務手続を準用すること。

## 2 公益社団法人又は一般社団法人への会費等

公益社団法人又は一般社団法人への会費等の負担については、1(3)の規定を準用する。この場合において、1(3)の規定中「政策連携団体」とあるのは、「公益社団法人又は一般社団法人」と読み替えるものとする。

## 3 補助

都が政策連携団体に対して補助を行うに当たっての基準は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業を明確にするとともに、人件費、運営費等の間接的経費に対する補助については、必要最小限にとどめること。

(2) 補助割合は、対象事業の性格及び内容並びに当該団体の財政状況等に応じて定めること。

## 4 貸付け

政策連携団体に対して貸付けを行うに当たっての基準は、次のとおりとする。

(1) 都の行政と密接な関連を有する事業を対象とすること。

(2) 政策連携団体の財政状況及び事業内容等を十分に調査検討し、真に必要なものに限定すること。

## 5 委託

都が政策連携団体に対し、都の事業を委託するに当たっての基準は、次のとおりとする。

(1) 都が直接行うよりも都民サービスの向上や効率的な事務執行が確保できること。

(2) 社会状況の変化等も踏まえた上で、委託事業を実施するための十分な専門知識、技術、施設及び設備等を備えているかなど、委託の妥当性を精査した上で、当該団体に委託すること。

(3) 品質確保やサービスの向上を図るとともに、公共性、経済性等が図られるよう配慮すること。

## 第14 持株会社に対する指導監督

持株会社に対する指導監督に当たっての基準等は、第5から第13までに定めるものに加え、次のとおりとする。

### 1 規程等の整備

(1) 持株会社の子会社（以下「子会社」という。）の運営、情報公開、役員

報酬及び職員採用などの管理に当たり必要な事項に関する規程等（以下「子会社管理規程等」という。）を定めること。

(2) 子会社との間に業務運営に関する協定を締結すること。

2 都への協議及び報告を要する事項

以下の事項については、都への協議又は報告を要するものとする。

(1) 都への協議を要する事項

ア 予算及び各種計画の作成及び変更（連結を含む。）

イ 子会社管理規程等の制定又は改廃

(2) 都への報告を要する事項

ア 決算報告及び事業報告（連結及び各子会社単体を含む。）

イ 事故報告等（子会社に係る重要なものを含む。）

附 則

(施行日)

1 この基準は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前に東京都監理団体指導監督基準（平成9年3月31日付8総総行第202号知事決定）その他の規程に基づき東京都監理団体に対してなされた指導監督その他の行為については、政策連携団体に対してなされたものとみなす。

(東京都監理団体指導監督基準の廃止)

3 東京都監理団体指導監督基準は、廃止する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

事 項	決定区分			方 法		総 務 局						財 務 局			委員会への付議			
	知 事	局 長	部 長	協 議	報 告	局 長	戦略担当部長	グループ経営 戦略部長	グループ経営 部長	人事部長	人事課長	課長 人事企画担当	調査課長	局 長		主計部長	財政課長	予算課長
1 合併又は解散に関する事。	○			○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
2 設立及び出資等に関する事。	○			○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
3 定款の変更に関する事。		○		○			○	○	○	○		○		○	○	○	○	
4 組織及び職員数に関する事。 ・組織又は処務に関する規程類の 制定又は改廃			○		○							○						
・職員の採用計画			○	○								○						
5 任用制度に関する事。 ・職員就業規則その他職員の労働 条件等に関する規程類の制定又は 改廃 ・任用制度の制定又は改廃			○		○													
6 役員報酬等に関する事。 ・役員報酬等に関する規程類の制 定又は改廃 ・役員報酬等の決定又は改定		○			○		○	○	○	○								
7 職員給与に関する事。 ・職員の給与に関する規程類の制 定又は改廃 ・職員給与の決定又は改定		○			○		○	○										
8 役員の選任又は解任に関する事 （役職の変更を含む。）																		
長を選任若しくは解任又は選定		○		○			○	○	○	○								
長以外の役員の選任若しくは解任 又は選定																		
都職員以外の者		○		○			○	○	○	○								
都職員			○		○													
9 都職員（一般職員及び再任用職員） の派遣協定に関する事。 ・派遣協定の締結又は改廃（軽 微なものを除く。）			○	○					○		○							

事案決定区分等 事項	決定区分			方法		総務局						財務局			委員会への付議				
	知事	局長	部長	協議	報告	局長	戦略担当部長	グループ経営戦略課長	グループ経営	人事部長	人事課長	課長	人事企画担当	調査課長		局長	主計部長	財政課長	予算課長
10 都又は他団体等からの派遣職員の受入れに関する事			○	○					○				○						
11 基本財産及び重要な財産の処分に関する事		○		○			○	○								○	○		
12 他の団体への出資等に関する事		○		○			○	○								○	○	○	
13 予算及び各種計画の作成及び変更(軽微なものを除く。)に関する事			○	○			○	○								○		○	
14 決算報告及び事業報告に関する事			○		○				○										○
15 資本金又は基本財産の変更に			○	○					○								○		
16 都との業務運営に関する協定に関する事。 ・業務運営に関する協定の締結又は改廃(軽微なものを除く。)		○		○			○	○											
17 子会社管理規程等に関する事。 ・子会社管理規程等の制定又は改廃		○		○			○	○											
18 会計監査及び業務監査に係る監査指針及び監査計画並びに監査報告書に関する事			○	○					○										○
19 事故報告等に関する事			○	○					○		○								○
20 総務局長が特に必要と認めた事項に関する事	○			○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
21 団体の運営上重要な事項																			

備考

- 「報告」となっているものは、「決定」を「供覧」に読み替える。
- 1から21までに掲げる事項のうち、軽微なものについては、あらかじめ総務局総務部グループ経営戦略課に確認することとし、該当すると認められるときは、「報告」とする。
- 予算課長への協議又は報告は、当該事項に係る団体の所管局等の予算の調製等を担当する課長に対し行うものとする。
- 組織及び職員数の変更については、要綱第4 2及び本基準第7 2に定めるところにより処理する。
- 都又は他団体等からの派遣職員の受入れについては、要綱第4 2及び本基準第7 2の規定に基づき決定した所要人員計画を超過する場合に限り、協議するものとし、他団体等からの派遣職員の受入れの場合は、総務局総務部グループ経営戦略課長にのみ協議を要するものとする。
- 「報告」となっているものでも、株式会社の団体における当該株主総会の議題となっている事項については、都への協議を要する事項として取り扱う。この場合において、本基準第10(1)に定める株主総会における議決権の行使に係る「協議」を合わせて行うものとする。
- 各種計画については、単年度の事業計画のみならず、長期経営計画、中期経営計画その他団体の運営全般に関する計画を含む。
- 団体の運営上重要な事項については、事項の内容に応じて、都度事案決定区分等を定め、「協議」又は「報告」を行うものとする。
- その他「協議」又は「報告」に関し、必要な事項は別に定める。